

## 告 示

### 埼玉県告示第九百五十四号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業の施行のため除却を必要とする廃棄物等について、その所有者を確知することができないため、次のとおり公告する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 除却を必要とする廃棄物等

埼玉県八潮市大字大原五百五十九番一の一部、五百五十九番二の一部及び五百五十九番三の一部に存する廃プラスチック類及び木くず等の廃棄物等

#### 二 除却期限

令和六年二月一日（木）

#### 三 摘要

一の除却を必要とする廃棄物等の所有者は、令和五年十二月一日（金）までに施行者に連絡すること。同日までに連絡がない場合、当該廃棄物等は二の除却期限後に施行者において除却する。なお、本公告は現地にも掲示する。

#### 四 施行者

埼玉県

#### 五 施行者の連絡先

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）